

# 「まちかど掲示板」掲載要領 兼 同意書

～「まちかど掲示板」への掲載を希望する皆さんへ～

広報しろう「まちかど掲示板」は、市内で活動している小規模なグループや市民団体等に情報発信の場を提供し、市民活動活性化とまちづくり活動推進を図るためのコーナーです。

申し込み掲載要領をよく確認し、下記の同意書に氏名を記入して、「掲載依頼書」と一緒に広報情報課（市役所本館3階）に直接持参してください。

## 申し込み掲載要領

- 1、内容は、専用の掲載依頼書に記入してください。
- 2、必要に応じて広報情報課で原稿の修正等を行うことがあります。
- 3、内容により、団体の会則ならびに決算書の提出を求める場合があります。
- 4、同一内容の記事の掲載は、「募集」は6か月に1回、「開催」は3か月に1回に限ります。
- 5、「開催」で掲載する内容は、広報紙発行月の当月25日から翌月24日までの情報に限ります。
- 6、掲載に伴う応募者や参加者に対しては、責任を持って対応してください。
- 7、申込書の誤記載等によるトラブル等に対して、市は責任を負いません。
- 8、市または市教育委員会と共催するものや、市または市教育委員会に後援を受けているものは、担当課を通じて広報情報課へ申し込んでください。
- 9、申込多数の場合は、抽選となる場合があります。
- 10、虚偽記載や不正申し込みなどが判明した場合は、以後受付をしません。
- 11、次のものは掲載できません。
  - ◆営利を目的としたもの（主催者が純益を得るもの、営利行為のPR活動、職業に密接したもの、謝礼等を得る指導者本人が問い合わせ先のもの等を含む）
  - ◆募集対象が報酬を得る内容のもの（有償ボランティアを含む）
  - ◆問い合わせ先が市外局番になっているもの（携帯電話は可）
  - ◆開催場所が市外になっているもの
  - ◆政治、宗教に関するもの、公序良俗に反するもの
  - ◆申し込みが有償の専任スタッフを有する団体等によるもの
  - ◆同一者または同一団体による複数同時申込となるもの
  - ◆金銭的トラブルが生じる恐れのあるもの
  - ◆特定の者を対象とするもの
  - ◆その他、掲載することが適切でないと認められるもの

申込期限 希望掲載月（発行日毎月15日）の前月の15日まで（15日が土・日曜日や休日の場合はその直前の市役所開庁日）

問合せ先 宍粟市役所 広報情報課 TEL 63-3115

---

## 同意書

私は、「まちかど掲示板」への掲載を依頼するにあたり、上記の掲載要領に同意します。

年 月 日

申込者氏名